

西原村立河原小学校いじめ防止基本方針



～ はじめに ～

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっています。いじめはどの学校においても、どの子にも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要があります

改めて、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められています。

こうした状況の中で、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月施行となりました。平成25年12月に、熊本県いじめ防止基本方針が出されたことを受け、河原小学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を「西原村立河原小学校いじめ防止基本方針」として定めるものであります。

平成26年4月



第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条】

2 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、児童や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている児童をしっかりと守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して迅速かつ組織的に対応します。
- 河原小学校からのいじめの一扫を目指します。



(1) いじめの防止

いじめ問題の対応は、いじめを起こさせないための予防的取組が最も大切であると考えます。そこで、河原小学校においては、教育活動全体を通して、自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることを目指します。

(2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、児童の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。

(3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた児童の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応します。

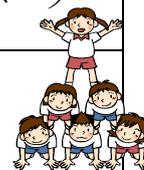


第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のための組織

いじめ防止等を実効的に行うため、「すこやか委員会（いじめ防止対策委員会・不登校対策委員会・人権教育推進委員会・校内支援委員会を兼ねる）」を設置します。毎週月曜日16：10～を校内小委員会の時間に位置づけ、上記委員会を実施します。いじめ事案発生時は、緊急に開催することとします。

構成員	校長・教頭・教務主任・人権教育主任・特別支援教育コーディネーター ・養護教諭・生徒指導担当・情報集約担当者・該当担任
活動	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ防止基本方針の作成・見直し ○「いじめ」についての共通理解と指導体制の確立・強化 ○「いじめ」の事例について報告、分析、対策の決定 ○「学校生活アンケート」の実施や調査結果の分析、情報交換 ○「いじめ」等を含めた生徒指導上の諸課題に対する対応策の検討 ○要配慮・要支援児童への配慮事項と支援方針決定



2 いじめの防止等に関する措置

(1) いじめの防止

<p>児童が主体となった活動</p>	<p>★1 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。 ○縦割り班活動 ○児童会目標に向けた各委員会の取組 ○学級毎のみんなで遊ぶ日 ○日常生活（登校班・給食・そうじ）</p>
<p>教職員が主体となった活動</p>	<p>★2 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感をはぐくむ授業づくりを目指します。 ○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開 ○校内の授業研究会の実施</p> <p>★3 日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、毎月の生活アンケートを実施し、全職員で共有し、児童に寄り添った相談体制を目指します ○アンケートの実施 ○即相談・即組織対応の体制 ○情報共有（語る会）</p> <p>★4 道徳や学級活動の時間はもちろん教育活動全体を通じて、「いじめは絶対許されない」という人権感覚をはぐくむことを目指します。 ○毎週火曜日4校時に全校道徳の時間を設定する。 ○命を大切に作る心を育てるプログラムを活用する。</p> <p>★5 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。 ○PTA総会での学校の方針説明 ○河原小だよりを活用したいじめ防止に係る啓発 ○学級懇談における話題の提供 ○「親の学び講座」等による学習や啓発</p>



(2) いじめの早期発見

- ★1 いじめられた児童、いじめた児童が発することの多いサインを、教職員並びに保護者で共有します。
○職員室で日常的に児童の様子を出し合う。
- ★2 いじめの事実がないかどうか、すべての児童を対象に定期的なアンケートを実施します。
○生活アンケート（5月・6月・7月・9月・11月・1月・3月末）
○学校評価アンケート（10月・2月）
○県アンケート（12月）
- ★3 毎週火曜日の「子供のことを語る会」において児童の状況を共通理解します。
- ★4 いじめ防止対策委員会（コーディネータは、情報集約担当者・人権教育主任・教務主任）において、アンケート結果やいじめにつながる情報、配慮を要する児童に関する情報を収集し、教職員間で共有を図ります。
○情報の共有
○進級時の確実な引き継ぎ
○情報の蓄積・活用



(3) いじめに対する措置

★1 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 職員は「これぐらい」という感覚をなくし、その時その場でいじめの行為をすぐにやめさせます。
- いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
- いじめの事実について、管理職に速やかに報告します。

★2 情報の共有

- ★1の情報を受けた職員は、管理職と協議の上、全職員へ報告し、情報の共有化を図ります。
- いじめ防止対策委員会を即日開催します。

★3 事実関係の調査

- いじめ防止対策委員会において、調査の方針を決定します。
- 調査の時点で、重大事態と判断した場合は、校長が村教育委員会へ直ちに報告します。
- 児童からの聞き取りに当たっては、児童が話をしやすいように担当する職員を複数選任します。
- 必要な場合には、全児童への調査を行います。その際、次の点に留意します。
 - ・調査結果をいじめられた児童又はその保護者に提供する場合があること
 - ・調査対象となる在校生やその保護者に説明する場合があること

★4 解決に向けての指導及び支援

- 専門的な支援が必要な場合には、西原村教育委員会及び阿蘇教育事務所等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係機関との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針について、随時いじめ防止対策委員会で協議し、校長が決定します。
- すべての指導及び支援について、組織的に対応します。

★5 関係機関への報告

- 校長は西原村教育委員会と随時連絡を取り合います。
- 生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には大津警察署へ通報し、警察と連携して対応します。

★6 継続指導・経過観察

- 全職員で見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。



(4) ネット上のいじめへの対応

- ネットいじめとは、
 - ・文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する。
 - ・特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする。
 - ・掲示板等に特定の児童の個人情報に掲載するなどであり、犯罪行為に当たります。
- ネットいじめの予防
 - ・フィルタリングや保護者の見守りなどについて保護者への啓発を図ります。
 - ・情報モラル教育の充実を図ります。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応するためいじめ防止対策委員会を開催し、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

河原小学校では、基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について全職員で共通理解を図ります。また教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなどいじめの認知能力を高める研修や具体的な事例研究を日常的に実施します。

(3) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、相談しやすい環境（場・時間）を作る工夫をします。校務分掌を適正化し組織的体制を整えます。



(4) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検・充実

いじめ防止についての取組状況を点検するなど、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

(5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、保護者や地域、西原村学校支援協議会等と連携・協働する体制を構築していきます。



(6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

- ・西原村教育委員会との連携
- ・西原村役場との連携
- ・大津警察署との連携
- ・福祉関係機関との連携
- ・医療機関との連携

4 重大事態への対処

(1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が西原村教育委員会に報告します。

○児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・高額の金品をい取られた場合 など



○児童が相当の期間、学校欠席することを余儀なくされている場合

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・その他連続した欠席等は、状況により判断する。

(2) 事案について、事実関係等その他必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。